

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定居宅介護(介護予防)支援事業者の指定を受けています
(事業所番号 2171700020)

あなたに対する居宅サービス提供にあたり、厚生省令第38号4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 恵 和 会
事業者の所在地	岐阜県恵那市長島町永田382番地38
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 森 川 千 江 子
電話番号	0573-26-5271
設立年月日	昭和53年11月17日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアプランセンター明日香苑
施設の所在地	岐阜県恵那市三郷町佐々良木1470-1
管理者	牧野 小百合
電話番号	0573-28-3215
FAX番号	0573-28-6033
開所年月日	平成11年 4月 1日

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人恵和会が開設する指定居宅介護支援事業所が行なう指定居宅介護(介護予防)支援の事業の適正な運営を確保すること及び事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護支援業務を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

契約者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう支援します。契約者とその家族の心身状況や置かれている環境に応じ、契約者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるように努めます。

4. 職員体制

従業員の職種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			主任介護支援専門員
介護支援専門員	6	3	1	1		主任介護支援専門員
	1	2				介護支援専門員
事務員	1		1			

5. 営業日及び営業時間

営業日	毎週日曜日～土曜日 ただし、12月30日～1月3日を除きます。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 緊急を要する時は、電話等により、24時間連絡が可能な体制とします。

6. サービスの内容

- (1) 契約者からの居宅サービス計画作成依頼届けの提出をうけ、契約に基づきサービスを提供します。
- (2) サービス提供にあたっては、丁寧に説明を行い、同意を得ます。
- (3) 総合的、効果的に介護サービス計画を提供できるように努めます。
 契約者の居宅へ訪問し、契約者とその家族と面接により、契約者の心身状況や環境等の理解と課題把握に努めます。
 上記をもとに、サービス計画を作成し、計画に沿ってサービス提供される様、事業所と連絡調整を行います。
 公正中立な立場に立ち、特定の事業所に偏ることなく、複数の事業所を紹介します。
 作成しているケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙提示します。
 医療系サービスの利用を希望される場合には、主治の医師等の意見を求めます。
 サービス計画作成後においても、必要に応じて居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行いません。
 サービス提供期間中は、特段の事情がない限り、契約者の居宅を定期的に訪問し、状況把握を行います。
 指定居宅介護 1か月に1回以上訪問
 介護予防支援 サービス提供開始時、提供開始月の翌月から起算して3カ月に1回以上
 サービス計画作成後、その内容に基づいて利用された、保険適応内の給付管理を毎月実施します。
- (4) 従事者はサービス提供上知り得た契約者及びその家族の事項について、第三者に漏洩しません。
 この義務は、サービス提供が終了した後も継続します。
- (5) 事故や契約者の急変などの緊急事態が生じた際には、速やかに緊急連絡先及び関係機関へ連絡を行います。
 また、必要に応じて、恵那市に連絡を行います。
- (6) 入院の際は、退院後の円滑な在宅生活への移行のために、契約者及びその家族から、担当介護支援専門員の氏名を、入院医療機関に提供するように依頼します。
- (7) 担当者は身分証を携行し、初回及び契約者・その家族から掲示を求められたときは、身分証を掲示します。
- (8) 契約者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が入院又は入所を希望する場合には、医療機関や介護保険施設等へ紹介その他の便宜の提供を行います。
- (9) 恵那市から介護認定調査の委託があった場合、中立公正で正しい調査を実施します。

7. 利用料及びその他の費用

居宅サービス計画作成の報酬	介護保険から全額給付されるため、自己負担は原則ありません
法定代理受領以外	介護保険被保険者証に、支払い方法の記載があった場合には、各介護度等に応じ、別紙の料金のお支払いをいただきます。 この場合、市町村の窓口払い戻しの手続きをお願いいたします。
その他の費用	恵那市以外の場合の交通費実費相当分

要介護認定の申請前になされたサービス	契約者の要介護（要支援）認定の申請前になされたサービス（居宅サービス及び居宅サービス及び居宅介護支援サービス）の報酬については、原則、契約者が負担することとなります。
暫定契約が支給限度額を上回った場合	契約者の要介護（要支援）認定の申請後になされたサービス（居宅サービス及び居宅介護支援サービス）に要介護状態区分が低い場合等、暫定契約の内容が支給限度額を上回った場合、保険給付の対象とならないサービスが生じる可能性があります。 この場合、契約者が、サービス事業者に対して、保険給付されないサービスにかかる費用の金額を自己負担するのが原則となります。

8. 通常の実施区域

恵 那 市

9. 苦情等の受付について

当施設における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

苦情・相談受付窓口(担当者) 牧野 小百合 TEL 0573-28-3215
 受付時間 : 月曜日～日曜日 8時30分～17時15分まで

恵那市における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

恵那市役所, 医療福祉部, 高齢福祉課 TEL 0573-26-2111
 受付時間 : 月曜日～金曜日 8時30分～17時まで

岐阜県国民健康保険団体連合会における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

介護保険課, 苦情対応係 TEL 058-275-9826
 受付時間 : 月曜日～金曜日 9時～17時まで

10. 虐待の防止

契約者の人権擁護・虐待防止等のため必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の指針を整備します。責任者は事業所管理者が担います。
- (2) 委員会の開催、研修の実施を定期的に行います。
- (3) 契約者の生命または身体に重大な危機が生じている場合には、秘密保持義務の例外として、市町村に通報するものとします。

11. ハラスメント対策

職場内のハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、契約者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の周知と、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的な計画の見直しを行います。

13. 感染症対策

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (2) 委員会の開催、研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 従業者の清潔の保持及び健康状態、設備及び備品等について、必要な管理を行います。

14. 契約の終了

- (1) 契約者は、何時でも本契約を解除することができます。ただし、契約解除により事業者が生じた不測の損害を賠償しなければなりません。
- (2) 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ①契約者及びその家族の情報不提供により契約を継続しがたい事情が生じた場合
 - ②契約者及びその家族が、故意又は重大な過失により事業者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、又著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
例 暴力又は乱暴な言動・物を投げつける・怒鳴る・奇声や大声を発する など
セクシュアルハラスメント行為 不必要に体を触る・卑猥な言動をする など
その他 過大な要求・理不尽な要求など

私は、本書面に基づいて担当者（職名 介護支援専門員 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

ご利用者	住所	〒
	氏名	印
ご家族	住所	〒
	氏名	印

利用料の詳細

① 居宅介護支援費

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援費 I 1,086 単位	居宅介護支援費 I 1,411 単位

その他の加算

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 I	250 単位	I 入院当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I)
	入院時情報連携加算 II	200 単位	II 入院の日の翌日または翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	退院・退所加算 (I) イ	450 単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (I) イ 連携 1 回 (I) ロ 連携 1 回 (カンファレンス参加による) (II) イ 連携 2 回以上 (II) ロ 連携 2 回 (内 1 回以上カンファレンス参加) (III) 連携 3 回以上 (内 1 回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算 (I) ロ	600 単位	
	退院・退所加算 (II) イ	600 単位	
	退院・退所加算 (II) ロ	750 単位	
	退院・退所加算 (III)	900 単位	
	通院時情報連携加算	50 単位	1 月につき
	特定事業所加算 (II)	421 単位	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (一月につき)
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	終末期の利用者に対し、	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	
同一建物内減算	所定単位数の 95% の算定	ケアハウス明日香苑入居の契約者	

② 介護予防支援費

要支援 1・2 472 単位
初回加算 300 単位